

処分業許可申請書（様式第八号）の記載例

様式第六号（第九条の二関係）

（第1面）

<p>産業廃棄物収集運搬業許可申請書</p> <p style="text-align: right;">**年**月**日</p> <p>鹿児島県知事 塩田 康一 殿</p> <p style="text-align: right;">申請者 住 所 鹿児島県鹿児島市***1-2 株式会社 ○○○産業 氏 名 代表取締役 鹿児島 太郎</p> <p style="text-align: right;">（法人にあつては名称及び代表者の氏名） 電話番号 099-123-**** FAX 番号 099-123-****</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の規定により、産業廃棄物収集運搬業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。</p>	
<p>事業の範囲（取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。が含まれる場合は、その旨を含む。以下同じ。）及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。）</p>	<p>この欄は「別紙」に記載すること。</p>
<p>事務所及び事業場の所在地</p>	<p>事務所 鹿児島県鹿児島市**1-2 電話番号 099-123-****</p> <p>事業場 鹿児島県鹿児島市**2-3 電話番号 099-123-****</p>
<p>事業の用に供する施設の種類及び数量</p>	<p>様式第六号の二 （事業計画の概要を記載した書類「3 運搬施設の概要」のとおり）</p>
<p>積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ</p>	<p>所在地：鹿児島県霧島市**2-3 面積：700平方メートル 種類：廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物を含み、自動車等破砕物を除く。）、金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含み、自動車等破砕物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（水銀使用製品産業廃棄物を含み、自動車等破砕物を除く。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。） 保管上限：841.27m³ 保管高さ：2.5m</p>
<p>*事務処理欄</p>	

（日本工業規格 A列4番）

(第2面)

既に処理業の許可（他の都道府県のものを含む。）を有している場合はその許可番号	都道府県・市区名	許可番号（申請中の場合には、申請年月日）	
	○ ○ 県	*****	
	○ ○ 市	*****	
申請者（個人である場合）			
(ふりがな) 氏 名	生年月日	本 住	籍 所
(法人である場合)			
(ふりがな) 名 称		住	所
〇〇〇さんぎょう 株式会社 〇〇〇産業		鹿児島県鹿児島市***1-2	
法定代理人（申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合）			
(個人である場合)			
(ふりがな) 氏 名	生年月日	本 住	籍 所
(法人である場合)			
(ふりがな) 名 称		住	所
役員（法定代理人が法人である場合）			
(ふりがな) 氏 名	生年月日	本 住	籍 所
	役職名・呼称		
<div style="border: 2px solid black; padding: 5px;"><ul style="list-style-type: none">・ 氏名、生年月日、本籍、住所は、住民票どおりに記載してください。・ 特に氏名は記載ミスが多いため、 漢字：住民票で確認（例：「高」か「高」か） かな：本人等に確認（例：「清水（しみずorきよみず）利郎」）</div>			
法第14条第5項第2号ニに規定する役員（申請者が法人である場合）			
(ふりがな) 氏 名	生年月日	本 住	籍 所
かごしま たろう 鹿児島太郎	S30.4.1	鹿児島県鹿児島市***1-2	
** **	代表取締役	鹿児島県鹿児島市***2-3	
** **	***	鹿児島県***郡***町**4-5	
** **	取締役	鹿児島県***市***6-7	
** **	***	鹿児島県***市***8-9	
** **	取締役	鹿児島県***郡***町**10-1	
** **	***	鹿児島県***市***1-2	
** **	監査役	鹿児島県***市***3-4	

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき）

発行済株式の総数	1,000 株		出資の額	***** 円
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日 (法人の場合は代表者名)	保有する株式の数又は出資の金額 割合	本 住	籍 所
かごしま たろう 鹿児島太郎	S30.4.1	500株 50%	鹿児島県鹿児島市***1-2	鹿児島県鹿児島市***2-3
かごしま はなこ 鹿児島花子	S25.10.1	300株 30%	鹿児島県***郡***町**4-5	鹿児島県***市***6-7
株式会社 ****	まるた ばつお ○田×男	200株 20%		鹿児島県***市***2-3

- ・ 5%以上の株主又は出資者を記載してください。（個人及び法人）
- ・ 生年月日欄は法人の場合、代表者名及びふりがなを記載してください。
- ・ 発行済株式の総数及び出資の額の欄は、履歴事項証明書の欄と相違がないか御確認ください。

令第6条の10に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

(ふりがな) 氏名	生年月日	本 住	籍 所
	役職名・呼称		

- ・ 令第6条の10に規定する「使用人」とは、申請者の使用人で次に掲げるものの代表者です。
- ・ 本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所）
- ・ 継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の収集若しくは運搬又は処分若しくは再生の業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

備考

- 1 ※欄は記入しないこと。
- 2 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 3 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 4 都道府県知事が定める部数を提出すること。

※手数料欄

※処分業許可申請書（様式第八号）の書き方は、収集運搬業許可申請書の記入例を参考にすること。

(処分用)

事業計画の概要を記載した書類

処分を行う産業廃棄物の種類、処分方法、中間処理後の運搬先等を、一連の流れで記入すること

- 事業の全体計画（変更許可申請時には変更部分を明確にして記載すること）
 - 各工場より排出される廃酸をリキッドフィーディングにより飼料化し、自社内の豚舎に給餌する。
 - 各工事現場から持ち込まれた廃プラスチック類・がれき類・木くずについて、廃プラスチック類は圧縮後、プラスチック原料として販売、がれき類については破碎後、リサイクル材として販売、木くずは焼却後、管理型埋立処分場にて埋立を行う。
 - 学校（施設）から持ち込まれた水銀使用製品産業廃棄物（蛍光管）を、集じん機をついた破碎機で破碎後、管理型最終処分場に埋めたてる。

新規申請の場合
処理能力以上の量を記載しないこと
更新許可の場合
現在の処分量を記載すること

2. 処分する産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の種類及び処分量等

	(特別管理) 産業廃棄物の種類	性状	予定排出事業場の名称及び所在地	処分方法	処分量 (t/月)
1	廃プラスチック類	固形	(株)〇〇建設 〇〇市	圧縮	50 t / 月
2	がれき類	固形	(株)△△組 △△町	破碎	500 t / 月
3	木くず	固形	(有)□□産業 □□市	焼却	100 t / 月
4	廃酸 (焼酎廃液に限る)	液状	(株)〇〇酒造 〇〇市	飼料化	20 t / 月
5	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず (水銀使用製品産業廃棄物を含む。))	固形	(株)△△組 △△町	破碎 (集じん機付き)	3 t / 月
6			出来る限り具体的に、排出事業場の名称・所在地を記載すること	中間処理の方法 (最終処分の場合、埋立) を記載すること	
7					

備考 取扱う (特別管理) 産業廃棄物の種類ごとに記載すること。

(日本工業規格 A列4番)

(処分用)

3. 施設の概要 (1) 中間処理施設		当該様式は「施設の種類ごと」 に作成してください
処理施設の種類	焼却施設	
設置場所	鹿児島県〇〇市〇〇町12-34 外1筆	
設置年月日	〇〇年〇〇月〇〇日	当該施設を実際に設置 した年月日を記入する
処理能力	4 t/日 (8時間)	1日当たりの稼働時間で計算し、 1日当たりの処理能力を記載する こと。(8時間未満の稼働でも、8 時間として計算し、記載すること。)
廃棄物の種類	木くず	
処理施設の処理方式 及び設備の概要	処理方式 ロータリーキルン式焼却炉 処理設備 製品名 ABCD焼却炉 型番 αγβ-1234型 製造元 〇〇〇〇工業社(株)製	当該処理施設の概要(処理方法、 施設の品番等)を記載する また、カタログやパンフレットを 添付すること 当該処理施設の設置及び稼働に際し ての環境保全設備の概要を記載する
環境保全設備の概要	<ul style="list-style-type: none">・廃棄物の飛散・流出を防ぐために、屋内に保管場所を設置する。・騒音防止のために、施設を屋内に設置する。・振動防止のために、コンクリート舗装等により、基礎を強固にする。・害虫等が発生した場合には、薬剤散布を行う。・「水銀使用製品産業廃棄物」及び「水銀含有ばいじん等」に含まれる水銀又はその化合物が大気中に飛散しないよう必要な措置をとること。・設備や施設からの排気は、集じん機や活性炭フィルターで処理する。・水銀回収の対象となる「水銀使用製品産業廃棄物」については、ばい焼設備によるばい焼、又は水銀の大気飛散防止措置をとった上で、水銀を分離する方法により回収すること。	

(日本工業規格 A列4番)

(処分用)

(2) 最終処分場		当該様式は、最終処分場を所有していない処理業者については、作成・添付の必要はありません。
最終処分場の種類及び名称	安定型最終処分場	
設置場所	鹿児島県〇〇郡〇〇町〇〇1234番地 外20筆	
設置年月日	〇〇年〇〇月〇〇日	
最終処分場の規模等	面積 20,000㎡ 容量 100,000㎡	最終処分場の面積と容量を記載すること。
埋立対象廃棄物の種類	廃プラスチック類, ゴムくず, 金属くず, ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず, がれき類	
構造及び設備の概要	構造 擁壁等：鉄筋コンクリート造り, もたれ式擁壁 囲い：トタン製フェンス, 高さ3m 雨水等の排出設備：排水管, 側溝の設置 浸透水の採取設備：多孔性の管 埋立方式：セル方式	当該様式に記入しきれない場合は、「別添図面のとおり」として、図面等を添付しても構いません。
放流水の水質等	水質検査の実施 BOD：月1回 地下水等検査項目：年1回	
その他環境保全対策	①展開検査を実施し、安定型産業廃棄物以外の廃棄物が混入しない措置を講じる。 ②周辺の生活環境保全上支障が生じないように、悪臭、騒音・振動防止の措置を講じる。 ③周囲に囲いを設け、産業廃棄物埋立処分場であることを明示する。 ④薬剤散布により、害虫やネズミ等の発生を防止する。	

(日本工業規格 A列4番)

(処分用)

(3) 保管施設				
保管を行う場所	鹿児島県〇〇市〇〇町〇〇1234番地		いずれかに0をつけること	(処理前) 処理後
産業廃棄物の種類	保管面積 (㎡)	最大保管量 (㎡又は t)	積み上げる高さ (m)	保管に使用する容器 (種類・容量等)
廃プラスチック類	1	1	1	鉄箱 (1個) により保管
がれき類	400	400	3	鉄箱等容器を使用する場合は、使用する容器の容量を記載すること
木くず	100	150	1.5	
廃酸	4	8		プラスチック製タンク (1個) にて保管
合 計				
備 考	<ul style="list-style-type: none">・ 処理前, 処理後の産業廃棄物 (処理後に製品又は製品の材料となったものを除く。) の保管について記載すること。・ 保管面積, 最大保管量は, 平面図, 立面図等に基づき, 産業廃棄物の種類ごとに算出すること。・ 最大保管量の合計は, 以下の保管上限を超えないこと。 処理施設の1日当たりの処理能力の14倍量以下 ただし, 建設業関連の木くず, コンクリート破片の再生処理に係るものは28倍以下, アスファルト・コンクリート破片の再生処理に係るものは70倍以下・ 屋外で保管容器を使用せずに野積みする場合は, 50%以下の勾配とすること。・ この様式は, 保管場所ごとに記載すること。			

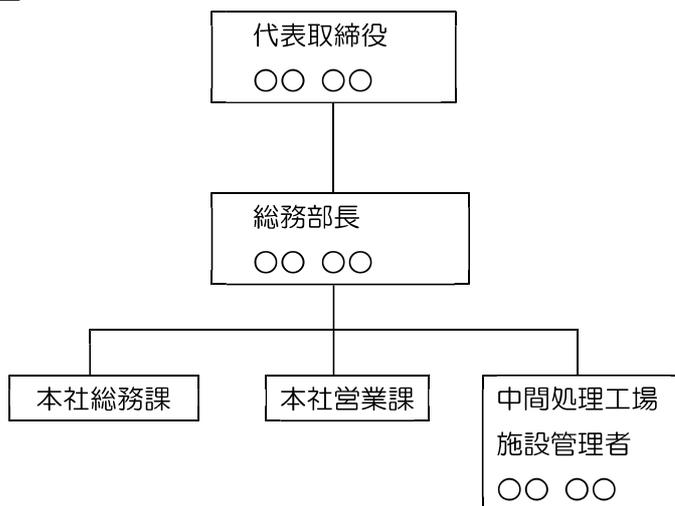
(処分用)

4. 処分業務の具体的な計画（処分業務を行う時間、休業日、組織及び従業員数を含む。）

営業時間 8:30 ~ 17:00

休業日 日曜日, 祝日, 12月31日~1月3日まで

組織体系図



処分方法

- ① 処分場搬入の際に講ずる措置
 - ② 取り扱う産業廃棄物の種類ごとの具体的な処分方法
 - ③ 点検等施設維持管理方法
 - ④ 事故発生時の連絡体制, マニュアルの作成などの対応・処置方法
- などを記載する。

従業員数内訳

〇〇年〇〇月〇〇日現在

申請者又は申請者の登記上の役員	政令第6条の10で準用する第4条の6に規定する使用人	相談役、顧問等申請者の登記外の役員	事務員	運転手	作業員	その他	合計
3 人			2 人	3 人	3 人	2 人	13 人

(日本工業規格 A列4番)

5. 環境保全措置の概要

(1) 中間処理施設において講ずる措置

大気汚染対策：排ガスの性状を年1回測定し、基準値を超えた場合は直ちに施設の使用を中止する。

騒音・振動対策：建屋内にて施設を稼働し、防音壁や強固な基礎を設置する。

水質汚濁対策：放流水の水質を年1回測定し、基準値を超えた場合は直ちに施設の使用を中止する。

悪臭対策：施設を設置している建屋内に脱臭装置を設置する。

(2) 保管施設において講ずる措置

飛散・流失対策：廃棄物を容器に収納し、倉庫内で保管する。

悪臭対策：月1回消臭剤を散布する。

衛生害虫対策：月1回薬剤散布を行う。

地下浸透対策：地面をコンクリート舗装し、側溝を整備する。

火災発生対策：建屋内に消火器及びスプリンクラー設置

(3) 最終処分場において講ずる措置

飛散・流失対策：埋立後直ちに覆土・転圧を行う

衛生害虫対策：月1回薬剤散布

水質汚濁対策：放流水の水質を年1回測定し、基準値を超えた場合は直ちに埋立を中止する。

その他：展開検査により、埋め立てできない廃棄物の混入を防止する。

上記(1),(2),(3)について、該当しない場合は、「該当なし」と記載すること

(4) その他

上記以外で環境保全のための措置を講じている場合は、ここに記載すること

鹿児島県への県税納付がない（本社が県外で、県内に営業所もないなど）場合は全項目に斜線を引くこと

(鹿児島県税の納付状況記載欄)

税 目	自動車税	法人県民税	法人事業税	個人事業税	不動産取得税
未納の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無				

※ 申請者に係る申請日前の直近3ヶ年に課税されたことがある県税について記載すること。（課税自体がない税目は斜線を引いてください。）

※ 申請日時点において、納付すべき県税が未納となっているもの（既に納期限を経過しているものに限る）がある場合は「有」に、ない場合は「無」にチェックすること。

(処分用)

処分後の産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処理方法を記載した書類	
処分後の産業廃棄物の種類	燃え殻
発生量 (t/月又はm3/月)	100 m3/月
処 理 方 法	自己処理 (処分場所)
	委託処理 (処分業者名) (株)〇〇環境 (所在地) 〇〇県〇〇市〇〇56番地
*処分方法を○で囲む 埋立処分 海洋投入処分 中間処理 売却 中間処理、売却の場合は具体的な方法 ※処理後物を、さらに中間処理委託する場合は、 その具体的な方法をこの欄に記載すること。 売却の場合は、売却予定先、方法、売却場所等 をこの欄に具体的に記載すること。	
備考	処分後の産業廃棄物の種類ごとに記載すること。

(日本工業規格 A列4番)